

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議
議事録

- 日 時：令和6年1月19日（金）9:40～9:55
- 場 所：官邸2階小ホール
- 出席者：林 芳 正 内閣官房長官（議長）
小 泉 龍 司 法務大臣（副議長）
松 本 剛 明 総務大臣
松 村 祥 史 国家公安委員会委員長
盛 山 正 仁 文部科学大臣
加 藤 鮎 子 内閣府特命担当大臣
自 見 はなこ 内閣府特命担当大臣
三 浦 靖 厚生労働大臣政務官（代理出席）

議 事 録

（小泉法務大臣） 定刻になりましたので、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議を開催いたします。

本日は、御多忙の中、お集まりいただき、ありがとうございます。本日は、副議長である私が司会・進行を務めさせていただきます。

まず始めに、本会議の設置につきまして、その趣旨を御説明します。

「旧統一教会」問題をめぐっては、令和4年8月以降、法務大臣の主宰により関係省庁連絡会議を開催し、関係省庁が連携して被害者等への支援に当たってきたところです。

そうした中、先の臨時国会において、いわゆる「特定不法行為等被害者特例法」が制定されました。

この法律においては、公益侵害を理由として、公的機関により解散命令請求等が行われた宗教法人を「対象宗教法人」と規定しております。

この規定は昨年末に施行されており、現在、この「対象宗教法人」に該当する法人は、「旧統一教会」のみとなります。

この特例法の一部施行や、与党PTの提言等を踏まえ、「旧統一教会」に係る被害者等への相談体制の強化等の支援を関係行政機関が連携して行うため、本閣僚会議を設置しました。

本日の会議では、これまでの取組状況を共有し、被害者等への支援の充実・強化策について御議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは議事に入ります。

議題（1）は、「被害者等支援に関するこれまでの取組状況」です。

資料2を御覧ください。

従前の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議においては、令和4年11月、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化」のための方策として、法テラスの抜本的な充実・強化を始めとする各種の方策を取りまとめ、これに基づき、関係省庁が連携して、相談対応や各種支援の取組を着実に進めてまいりました。

次に、資料3を御覧ください。

この資料は、ただいま御説明した取りまとめに基づき、関係省庁が行ってきたこれまでの取組状況を整理したものですので、御確認ください。

続いて、議題（2）は、「被害者等支援の充実・強化策」です。

「旧統一教会」問題に係る被害者等に寄り添った支援の一層の充実を図るため、この度、主に次の3つの被害者等支援の充実・強化策を講じることとしたく、資料4のとおり整理を行いました。

一つ目は、元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化です。

次に、二つ目は、スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化です。

さらに、三つ目は、多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化です。

それぞれの内容については、その所掌部分につき、各担当大臣から御説明をいただきます。

まず、はじめに私から、法テラス及び法務省の取組を説明します。法テラスを中核としたワンストップ型相談体制において、被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を引き続き実施します。

また、虐待等の被害を受けていることを認識しづらい、声を上げづらい宗教2世等のこども・若者が相談しやすい環境の整備として、SNS等を活用した相談体制の強化や、SOSミニレターの配布等を実施してまいります。

次に、加藤内閣府特命担当大臣、お願いします。

(加藤内閣府特命担当大臣) こども家庭庁における支援策について御説明いたします。これまで「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」に基づき、児童相談所や市町村、学校などにおいて、こどもの立場に立った支援等を行うよう周知をしてまいりました。今年度は、その周知状況等を把握し、対応上の課題等を検討する調査研究を進めております。

さらに、宗教2世の方々の支援にもつながるよう、令和5年度補正予算に、虐待等に起因して孤立し、困難に直面する学生等に対して、生活援助物資を提供する事業、令和6年度予算案には、虐待に苦しむこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所を提供する事業に関する経費を盛り込んでおります。

これらを通じて、宗教2世の方々への支援をさらに充実・強化してまいります。

(小泉法務大臣) ありがとうございます。続いて、盛山文部科学大臣、お願いします。

(盛山文部科学大臣) 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に当たっては、子供や若者を対象とする取組も重要です。

そのため、文部科学省としましては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実による悩みや不安を抱える子供の相談体制の確保、高校や大学等における修学支援による経済的に困難な生徒等への対応など、取組の充実・強化を図ってまいります。

今回関係閣僚会議が立ち上がったことも踏まえ、これまで以上に、関係省庁と連携しながら、「旧統一教会」問題に係る被害者等に寄り添った支援を一層充実するため、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

(小泉法務大臣) ありがとうございます。続いて、三浦厚生労働大臣政務官、お願いします。

(三浦厚生労働大臣政務官) 厚生労働省としても、様々な状況にある被害者の方々に寄り添った対応が必要であると考えています。

このため、主に次の取組を行ってまいります。

生活上の悩みを抱える方に対し、24時間365日無料の電話相談窓口「よりそいホットライン」での相談支援を行うほか、うつなど心のケアを必要とする方には精神保健福祉センターでの保健師等による継続的な相談支援や医療機関等への紹介も行います。

生活に困窮する方に対しては、生活困窮者自立相談支援機関において、他機関とも連携し生活全般を支援するとともに、資産・収入が少なく住まいにお困りの宗教2世の方々に対しシェルターの提供等も行います。

就労に関しても、ハローワーク等での就職相談や、職歴等に応じたキャリアコンサルティング等の支援を行います。

これらの取組により、引き続き被害者等に対するきめ細かな支援を推進してまいります。

(小泉法務大臣) ありがとうございます。ただいまの皆様からの御説明を含め、資料4の充実・強化策について、御質問、御意見等はございますでしょうか。

(発言なし)

御意見等はないようですので、これまで実施してきた取組を引き続き着実に実行するとともに、資料4の被害者等支援の充実・強化策を、関係省庁が連携し、政府一丸となって講じていくこととしてよろしいでしょうか。

(一同了承)

御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

本日の議事は以上となります。

この後、報道機関を入室させた上で、林官房長官から、本日の会議結果の取りまとめをお願いしたいと思います。

皆様、しばらくそのままお待ちください。

(報道関係者入室)

それでは、本関係閣僚会議の議長である林官房長官から、本日の会議結果の取りまとめをお願いしたいと思います。林官房長官、よろしく申し上げます。

(林内閣官房長官) 先の臨時国会において、解散命令請求された宗教法人の不法行為等に係る被害者の救済に資することを目的とした特例法が制定されました。

政府としては、この法律を適切に執行して、金銭的な救済を求める被害者の訴訟等を支援していくこととなりますが、それとともに、被害者等に対する社会的・福祉的支援も必要です。

このような状況や与党 PT の提言等を踏まえ、特例法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等に対する支援を関係機関が連携して行うため、この会議を開催いたしました。

政府としては、これまで、令和4年11月の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議における取りまとめに基づいて、関係省庁が連携して相談対応を着実に進めてまいりました。

その上で、特例法の制定を踏まえ、被害者に寄り添った支援を一層充実・強化するため、本日の会議で「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策を取りまとめました。

その内容ですが、1点目は、元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化、2点目は、スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化、3点目は、多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化であり、住まいの確保、修学、就労、心の悩みなど様々な悩みに対し、適切に支援を行うこととしております。

本日取りまとめた今後の充実・強化策に基づき、関係省庁が緊密に連携し、旧統一教会の問題に関して、被害者の方々の相談を幅広く受け付け、必要な支援の取組を、しっかりと進めていただきますよう申し上げます。

(報道関係者退室)

(小泉法務大臣) 以上をもちまして、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議は終了となります。

— 以 上 —